

登録マリンサービス制度について

甲子園ヨットハーバー・一文字ヨットクラブ会長

登録業者制度への協力要請

当クラブは、構成する正会員と登録済の共有者、合わせて活動に賛同する準会員によって、自主管理、自主運営されています。

その様な背景を基本としクラブ施設、係留会員艇への部外者の立ち入りは、保管、安全等の理由により制限を設けております。

この点をご理解頂き、事前に登録をお願いするものです。

来場之际し、以下を遵守願います。

- 1) 一施設に来場される場合は関係者との事前協議を済ませ一
- 2) 一東西のポンツーン出入りに付設するBOX内の訪問者ノートに氏名記入一
- 3) 一風紀保持へのご協力一
- 4) 一登録後も、場面によっては行為行動の制限をお願いする場合があります。

登録業者様申請方法(以下に記載の上、会長又は広報委員長まで提出願います)

* 御社名・住所・電話番号

* 代表者名・緊急連絡先番号(携帯)

* 頻繁に出入りする社員名

・・・お手数ながら下記の〒に郵送されるか、直接、クラブまで願います。

〒663-8155 西宮市甲子園浜2丁目 甲子園ヨットハーバー・一文字ヨットクラブ